

改 正 後	現 行
航空コンテナー<u>等</u>積替確認実施要領 （目的及び定義） 第1 航空コンテナー、<u>パレット等の航空貨物用輸送器具に積載された外国貨物（植物）を国内の空港において他の空港に輸送することを目的として積替えが行われる場合において、通過地空港における当該コンテナー等</u>の積替えの確認を統一的、かつ、円滑に行うため、この要領を定める。 2 （略） 3 <u>この要領で「密閉された貨物」とは、貨物が指定密閉形航空コンテナーに積載されているもの、又は、その他の航空貨物用輸送器具に積載された場合にあってはビニールシート等で嚴重に被うことにより、貨物の密閉性が保たれているものをいう。</u> <u>4</u> この要領で「積替え」とは、<u>密閉された貨物</u>をその仕向先空港以外の空港において、一時的に航空機から卸下した後、開扉<u>又は開封</u>することなく当該空港内で速やかに再び航空機に積み込むことをいう。 第2～第7 （略） （空港の要件） 第8 積替えは、（1）に掲げる空港を仕向地とする<u>密閉された貨物</u>について、（2）に掲げる空港において行うことができるものとする。 （1）新千歳空港、仙台空港、<u>成田</u>国際空港、東京国際空港、<u>中部</u>国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港 （2）新千歳空港、仙台空港、<u>成田</u>国際空港、東京国際空港、<u>中部</u>国際空港、関西国際空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港 （積替えの<u>届出</u>） 第9 積替えが行われる空港を管轄する植物防疫所の支所又は出張所に属する植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届（別記様式3）に航空運送状（Air Waybill）の写しを添付の上<u>届出</u>をさせるものとする。 （<u>密閉状態</u>の確認等） 第10 植物防疫官は、第9の<u>届出</u>があった書類に記載された植物及び仕出地等から判断して必要があると認めたときは、当該<u>貨物が密閉された貨物であるか等</u>について確認を行うものとする。	航空コンテナー積替確認実施要領 （目的及び定義） 第1 航空コンテナー<u>詰め</u>の外国貨物（植物）を国内の空港において他の空港に輸送することを目的として積替えが行われる場合において、通過地空港における当該コンテナーの積替えの確認を統一的、かつ、円滑に行うため、この要領を定める。 2 （略） <u>3</u> この要領で「積替え」とは、<u>航空コンテナー</u>をその仕向先空港以外の空港において、一時的に航空機から御下した後、開扉することなく当該空港内で速やかに再び航空機に積み込むことをいう。 第2～第7 （略） （空港の要件） 第8 積替えは、（1）に掲げる空港を仕向地とする<u>指定密閉形航空コンテナー</u>について、（2）に掲げる空港において行うことができるものとする。 （1）新千歳空港、仙台空港、<u>新東京</u>国際空港、東京国際空港、<u>名古屋</u>空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港 （2）新千歳空港、仙台空港、<u>新東京</u>国際空港、東京国際空港、<u>名古屋</u>空港、関西国際空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港 （積替えの<u>確認申請</u>） 第9 積替えが行われる空港を管轄する植物防疫所の支所又は出張所に属する植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届（別記様式3）に航空運送状（Air Waybill）の写しを添付の上<u>提出</u>させるものとする。 （<u>指定密閉形航空コンテナー</u>の確認等） 第10 植物防疫官は、第9の書類の<u>提出</u>があったときは、その書類に基づき、当該コンテナーが指定密閉形航空コンテナーであるかどうかについての確認を行うものとする。なお、当該書類に記載された植物及び仕出地等から判断して必要があると認めたときは、当該<u>航空コンテナーの密閉状態等</u>についても<u>確認</u>を行うものとする。

(仕向先空港における検査等)			(仕向先空港における検査等)		
第11 植物防疫官は、第9の届出があった当該貨物の密閉状態が良好なものである場合において、当該貨物が輸入禁止品に該当せず、かつ、取締上支障がないと認めたときは、仕向先空港で検査を受けさせることができる。			第11 植物防疫官は、第10の確認を行い当該コンテナが指定密閉形航空コンテナであり、密閉状態が良好なものであると認めた場合において、当該コンテナ内の貨物が輸入禁止品に該当せず、かつ、取締上支障がないと認めたときは、仕向先空港で検査を受けさせることができる。		
2 植物防疫官は、前項の規定により仕向先空港で検査を受けさせるときは、第9の積替届に積替確認印（別記様式4）を押印し、積替えを行おうとする者に交付するものとする。ただし、積替えを行う空港の事情により、交付が遅れる場合はこの限りではない。			2 植物防疫官は、前項の規定により仕向先空港で検査を受けさせるときは、第9の積替届に積替確認印（別記様式4）を押印し、積替えを行おうとする者に交付するものとする。		
3 仕向け先空港を管轄する植物防疫所の支所又は出張所に属する植物防疫官は、積替えられた密閉された貨物の状況について必要があると認めたときは、確認を行うものとする。					
(外国向けに積み替える場合の準用)			(外国向けに積み替える場合の準用)		
第12 第1から第10までの規定は、本邦以外の空港を仕向地とする密閉された貨物の積替えに準用する。この場合において第8の本文中「(1)に掲げる空港を仕向地とする密閉された貨物について、(2)に掲げる空港において」とあるのは「(2)に掲げる空港において」に読み替えるものとする。			第12 第1から第10までの規定は、本邦以外の空港を仕向地とする指定密閉形航空コンテナの積替えに準用する。この場合において第8の本文中「(1)に掲げる空港を仕向地とする指定密閉形航空コンテナについて、(2)に掲げる空港において」とあるのは「(2)に掲げる空港において」に読み替えるものとする。		
別表 (略)			別表 (略)		
別記様式1 (略)			別記様式1 (略)		
別記様式2 (略)			別記様式2 (略)		
別記様式3			別記様式3		
積 替 届			積 替 届		
年 月 日			年 月 日		
支 所			支 所		
植物防疫所 出張所 植物防疫官 殿			植物防疫所 出張所 植物防疫官 殿		
住所			住所		
氏名 印 (注)			氏名 印 (注)		
下記のとおり積替えを行 <u>う</u> ので、航空運送状 (Air Waybill)を添付し、 <u>下記のとおり届け出ます</u> 。			下記のとおり積替えを行 <u>いたい</u> ので、航空運送状 (Air Waybill)を添付して <u>お届け致します</u> 。		
記			記		
<u>貨物の密閉方法</u>			<u>：</u>		

指定密閉形航空コンテナの所有者会社名（記号）： IATA ID コード 航空コンテナ番号 <u>植 物 名</u> <u>産 地</u> <u>梱 数 ・ 数 量</u> 到 着 日 時 出発予定日時 保 管 場 所	指定密閉形航空コンテナの所有者会社名（記号）： IATA ID コード 航空コンテナ番号 到 着 日 時 出発予定日時 保 管 場 所
(注) <u>1</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 <u>2</u> 指定密閉形コンテナを用いる場合のみ、指定密閉形航空コンテナの所有者会社名、IATA ID コード及び航空コンテナ番号の欄を記入する。	(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
別記様式4 (略)	別記様式4 (略)